

障害を理由とする差別の解消の推進について

○ 障害者差別解消法をご存知ですか

平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行されました。

この法律では、事業者は「障害を理由とする不当な差別的取扱い」が禁止されるとともに、「障害者に対する合理的配慮の提供」に努めることとされています。

各企業様におかれましては、法律の趣旨を踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に向けた積極的な取組をいただきますようお願いいたします。

「不当な差別的取扱い」とは

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって場所や時間などを制限すること、障害のない人にはつけない条件をつけること。

【具体例】

- 障害を理由に窓口での対応を断る。
- 聴覚障害のある人に手話通訳や筆談を利用せず、口頭のみで説明する。
- 障害を理由に講演会やイベントへの参加を断る。
- 時間がかかると考えて、障害のある人の対応を後回しにする。
- 本人を無視して介助者や支援者、付き添いの人だけに話しかける。
- 保護者や介助者が一緒にいないとお店に入れない。
- 補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）を連れてくる障害のある人の入店を断る。など



「合理的配慮」とは

障害のある人から、社会の中にあるバリアを除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。

【具体例】

- 段差がある場合、車いすのキャスター上げ等の補助をしたり、段差に携帯スロープを渡す。
- 目的の場所まで案内する際、障害のある人のペースにあわせた速さで歩く。
- 筆談、手話など障害に応じた方法でコミュニケーションを行う。
- 書類手続きの際、必要に応じて読み上げや記名等の代筆をする。
- 長時間立って待つことに負担がある人が列に立って順番を待っている場合に、周囲の理解を得て、障害のある人の順番が来るまで席を用意する。 など



○ 障害者等用駐車区画利用証制度

県では、障害者等用駐車区画利用証制度を実施しており、障害のある人などの移動に配慮が必要な方々に、障害者等用駐車区画を利用する際に掲示する利用証を交付しています。

障害のある人、難病患者や高齢者等が安心して外出が出来るよう、障害者等用駐車区画の適正利用に御協力をお願いします。

障害者等用駐車区画には、「車いす使用者用駐車区画」と「ゆずりあい駐車区画」の2種類があります。

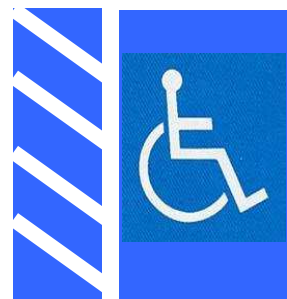
※遠くからでも分かるように青色で塗装しています。

ゆずりあい
駐車区画



2.5m程度

車いす使用者用
駐車区画



3.5m以上

○ 知ってください！ ヘルプマーク

外見からは障害などがあることが分からない方が、周囲に援助や配慮を必要としていることを伝えるためのマークです。



ヘルプマークを見かけたら・・・

- 電車・バスの中で、席をお譲りください。
- 駅や商業施設等で、声をかけるなどの配慮をお願いします。
- 災害時は、安全に避難するための支援をお願いします。

みなさんのご理解とご協力をお願いいたします。

和歌山県では、企業等団体向けに、障害者差別解消法に関する研修や、手話に関する研修を実施していますので、ご利用を希望される場合は、お気軽にお問合せください。



《問い合わせ先》

和歌山県福祉保健部 福祉保健政策局
障害福祉課 計画調整班

TEL : 073-441-2531 FAX : 073-432-5567



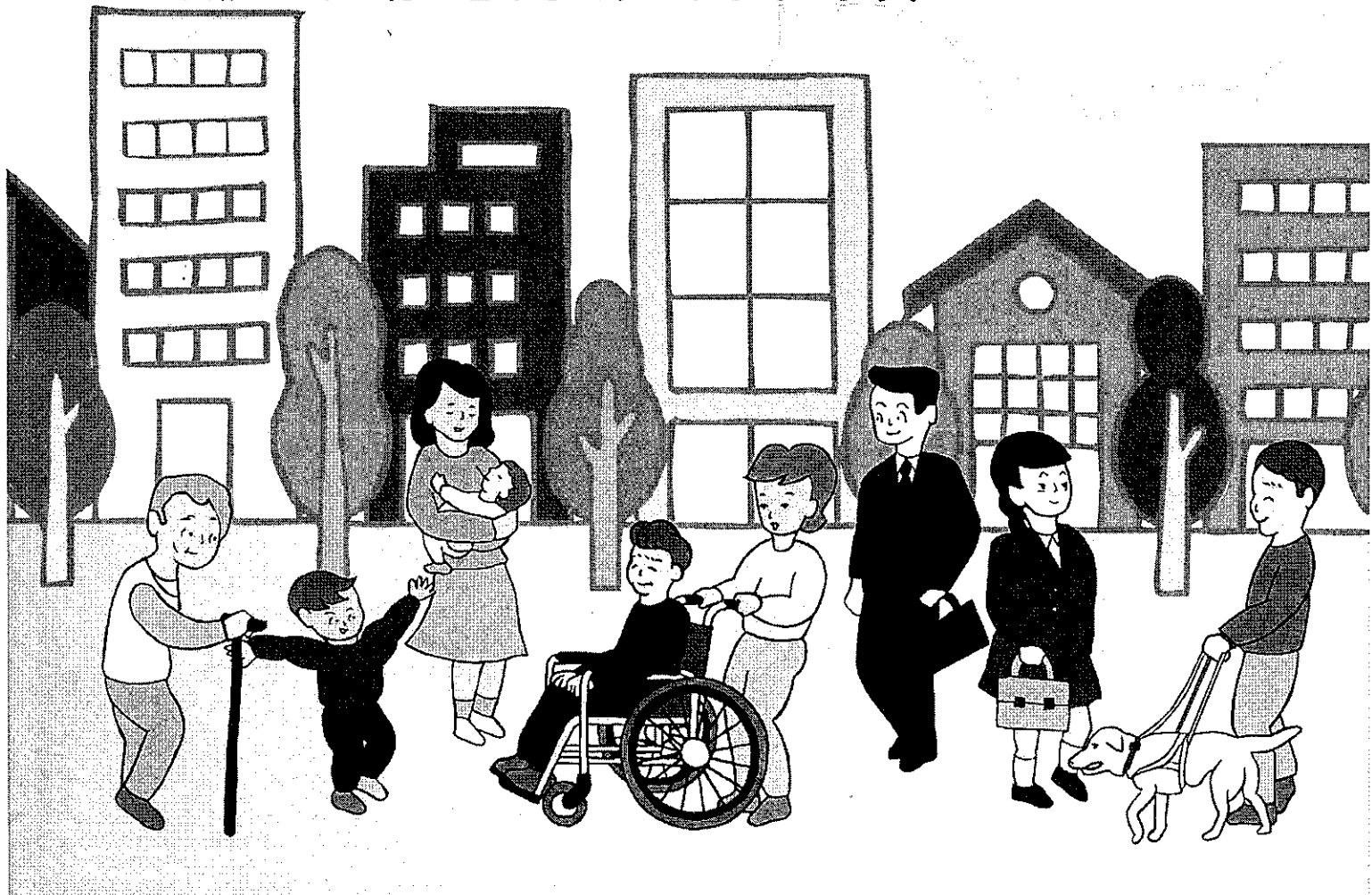
内閣府

ごう り てき はい りよ

「合理的配慮」を 知っていますか？

しょうがいしゃ さべつかいしょうほうちゅう
障害者差別解消法^(注)により、障害のある方への
ごうりてきはいりよ
「合理的配慮」などが求められています！！

ちゅうせいしきめいしょうしょうがいりゆうさべつかいしょうすいしんかんほうりつ
(注) 正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」で、
へいせいねんがつついたち
平成28年4月1日からスタートしています。



「共生社会」の実現のために

障害のあるなしにかかわらず、すべての命は同じように大切であり、
かけがえのないものです。

ひとりひとりの命の重さは、障害のあるなしによって、少しも変わる
ことはありません。

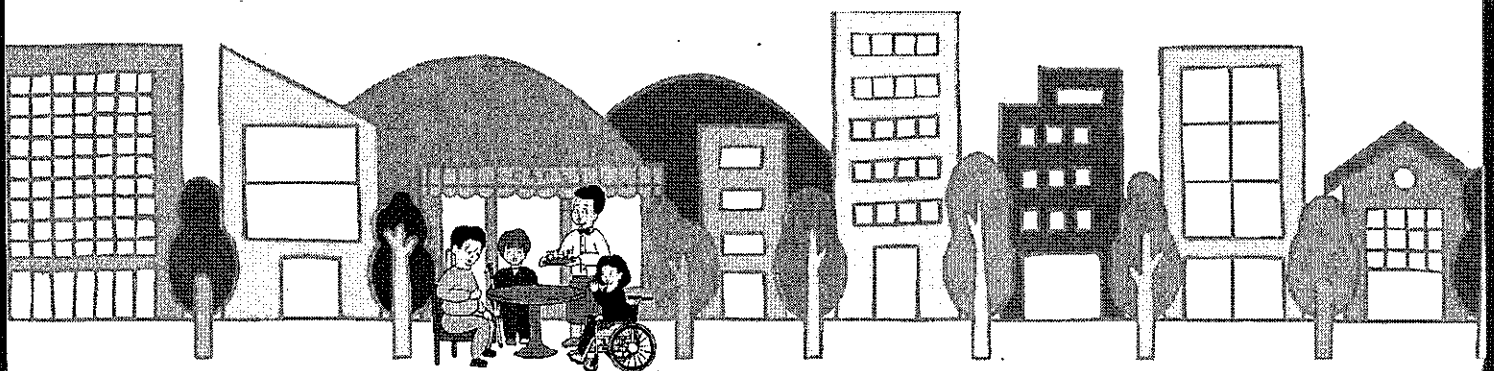
このような「当たり前」の価値観を、改めて、社会全体で共有して
いくことが何よりも大切です。

こうした取組の一步一步の積み重ねが、障害のある人もない人も、
互いに、その人らしさを認め合いながら共に生きる社会（共生社会）
の実現へとつながっていきます。

この「障害者差別解消法」では、障害のある人に「合理的配慮」を行う
ことなどを通じて、「共生社会」を実現することを目指しています。

この法律を進めることで、障害のある人となない人が実際に接し、関わり
合う機会が増えると思います。こうした機会を通じ、障害のある人と
ない人が、お互いに理解し合っていくことが、「共生社会」の実現にとって
大きな意味をもちます。

このリーフレットを通じて、ひとりでも多くの方に、新しい一歩を踏み
出していただくことを願っています。



しょうがいしゃさべつかいしょうほう
障害者差別解消法では
なにもと
何が求められるのですか？

ふとうさべつてきとりあつかいきんし
「不当な差別的取扱い」の禁止

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。

ごうりてきはいりよていきょう
「合理的配慮」の提供

障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。

この法律では、役所や事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたとき^(※)に、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者においては、対応に努めること）を求めています。

※ 言語（手話を含む）、点字、拡大文字、筆談、実物を示すことや身振りなどのサインによる合図、触覚など様々な手段により意思が伝えられることをいいます。通訳や障害のある人の家族、支援者、介助者、法定代理人など、障害のある人のコミュニケーションを支援する人のサポートにより本人の意思が伝えられることも含まれます。

たいしょうしょうがいしゃ
対象となる「障害者」は？

この法律に書いてある「障害者」とは、障害者手帳をもっている人のことではありません。

身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人（発達障害や高次脳機能障害のある人も含まれます）、その他の心や体のはたらきに障害（難病に起因する障害も含まれます）がある人で、障害や社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてが対象です（障害児も含まれます）。

たいしょうじぎょうしゃ
対象となる「事業者」は？

この法律に書いてある「事業者」とは、会社やお店はもちろんのこと、同じサービスなどをくりかえし継続する意思をもって行う人たちをいい、ボランティア活動をするグループなども「事業者」に入ります。

ふ とう さ べつ てき とり あつか
不当な差別的取扱い
 きん し
禁止されています！

しょうがい ひと たい せいとう りゆう しょうがい りゆう ていきょう きょひ
 障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否
 することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯などを制限すること、障害のない
 人にはつけない条件をつけることなどが禁止されます。
 せいとう りゆう はんたん ばあい しょうがい ひと りゆう せつめい りかい え
 正当な理由があると判断した場合は、障害のある人にその理由を説明し、理解を得る
 よう かつ たいせつ
 よう努めることが大切です。

ふ とう さ べつ てき とり あつか く たいれい
〈不当な差別的取扱いの具体例〉

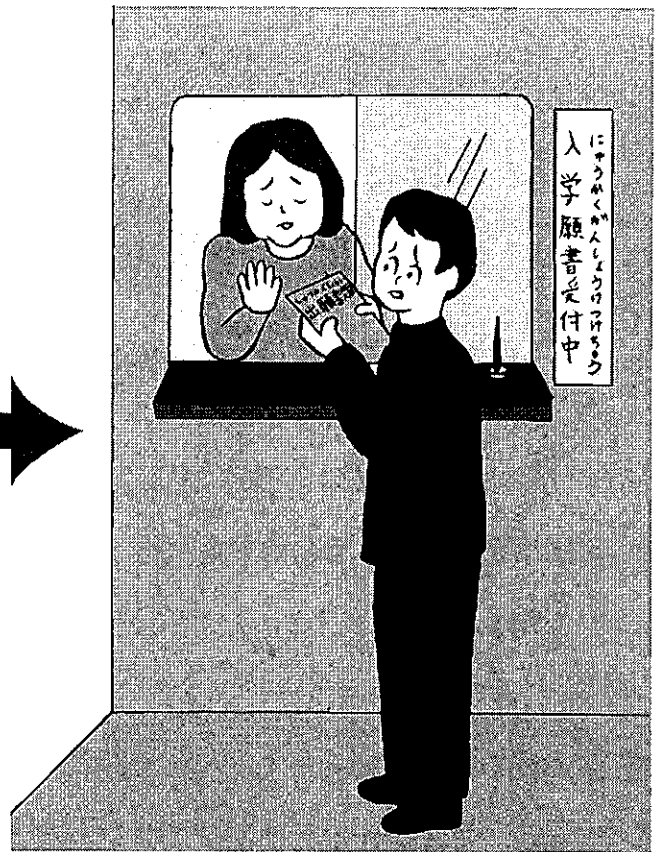


うけつけ たいおう きょひ
受付の対応を拒否する。

ほんにん むし
本人を無視して
 がいじょしゃ しえんしゃ
介助者や支援者、
 つ そ ひと
付き添いの人だけに
 はな
話しかける。



がっこう じゅけん にゆうがく きよひ
学校の受験や、入学を拒否する。



しょうがいしゃ む ぶっけん
障害者向け物件はないと
い たいおう
言って対応しない。



ほ ごしゃ かいじょしゃ
保護者や介助者が
いっしょ
一緒にいないと
みせ い
お店に入れない。

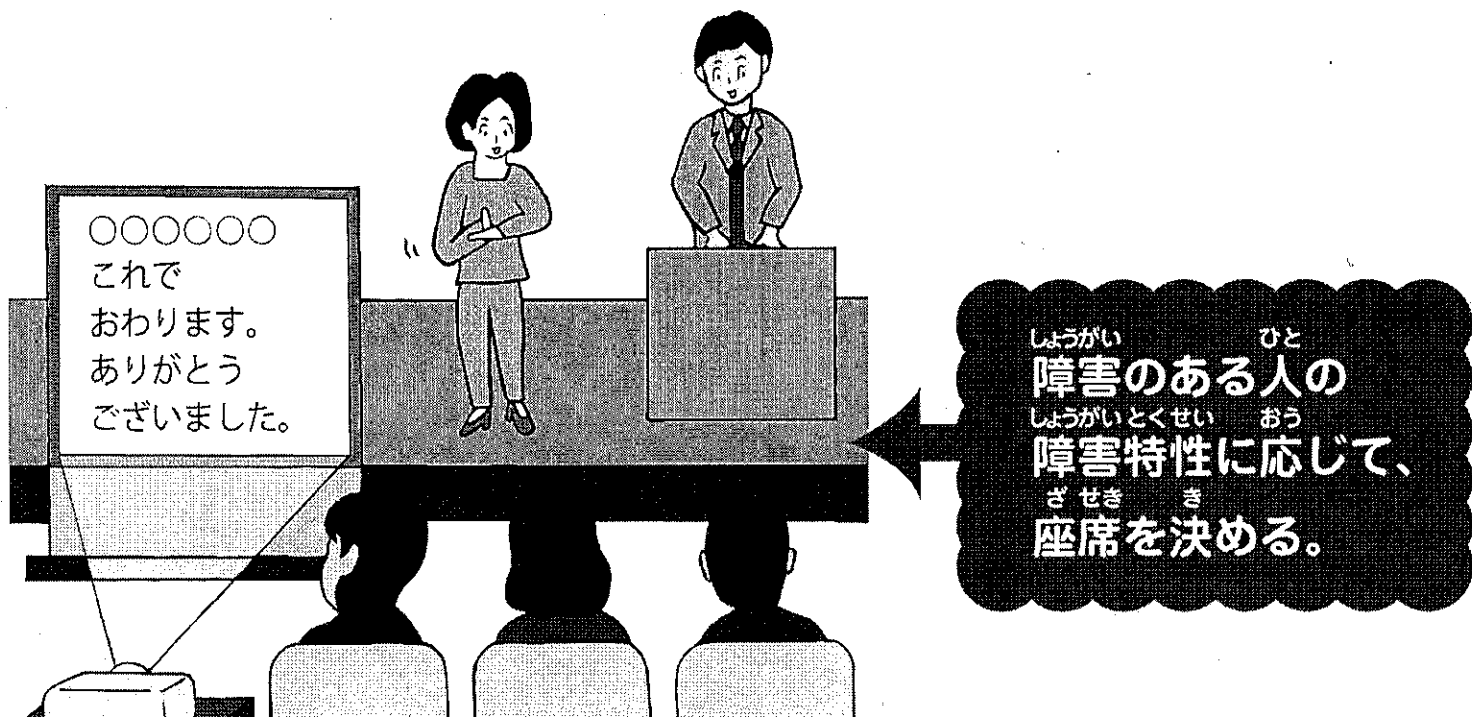


合理的配慮が 求められています！

合理的配慮は、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者においては、対応に努めること）が求められるものです。重すぎる負担があるときでも、障害のある人に、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努めることが大切です。

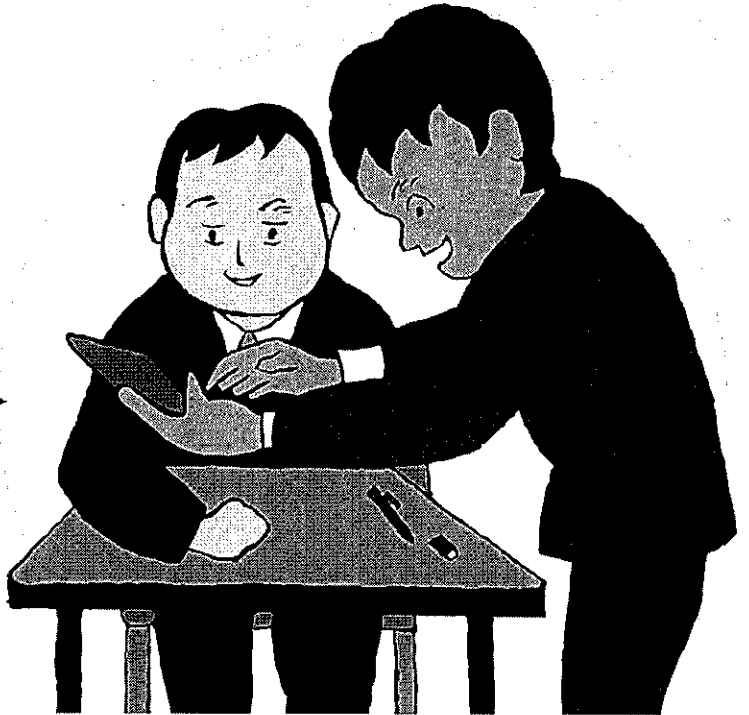
たとえば、従業員が少ないお店で混雑しているときに、「車いすを押して店内を案内してほしい」と伝えられた場合に、話し合ったうえで、負担が重すぎない範囲で、別の方法をさがすなどが考えられます。その内容は、障害特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なります。

合理的配慮の具体例





しょうがい ひと
 障害のある人から、
 じぶん が こ むずか が
 「自分で書き込むのが難しいので代わり
 か
 に書いてほしい」と伝えられたとき、
 か か もんだい しょうらい
 代わりに書くことに問題がない書類の
 ばあい ひと いし じゅうぶん
 場合は、その人の意思を十分に
 かくにん か か
 確認しながら代わりに書く。



いし つた あ え
 意思を伝え合うために絵や
 しゃしん
 写真のカードやタブレット
 たんまつ つか
 端末などを使う。



だん さ ばあい
 段差がある場合に、スロープ
 つか ほ じょ
 などを使って補助する。

ごうりてきはいりょ じれい ないがくふ
 合理的配慮の事例が内閣府のホームページ
 にあります。

ごうりてきはいりょ
 合理的配慮サーチ

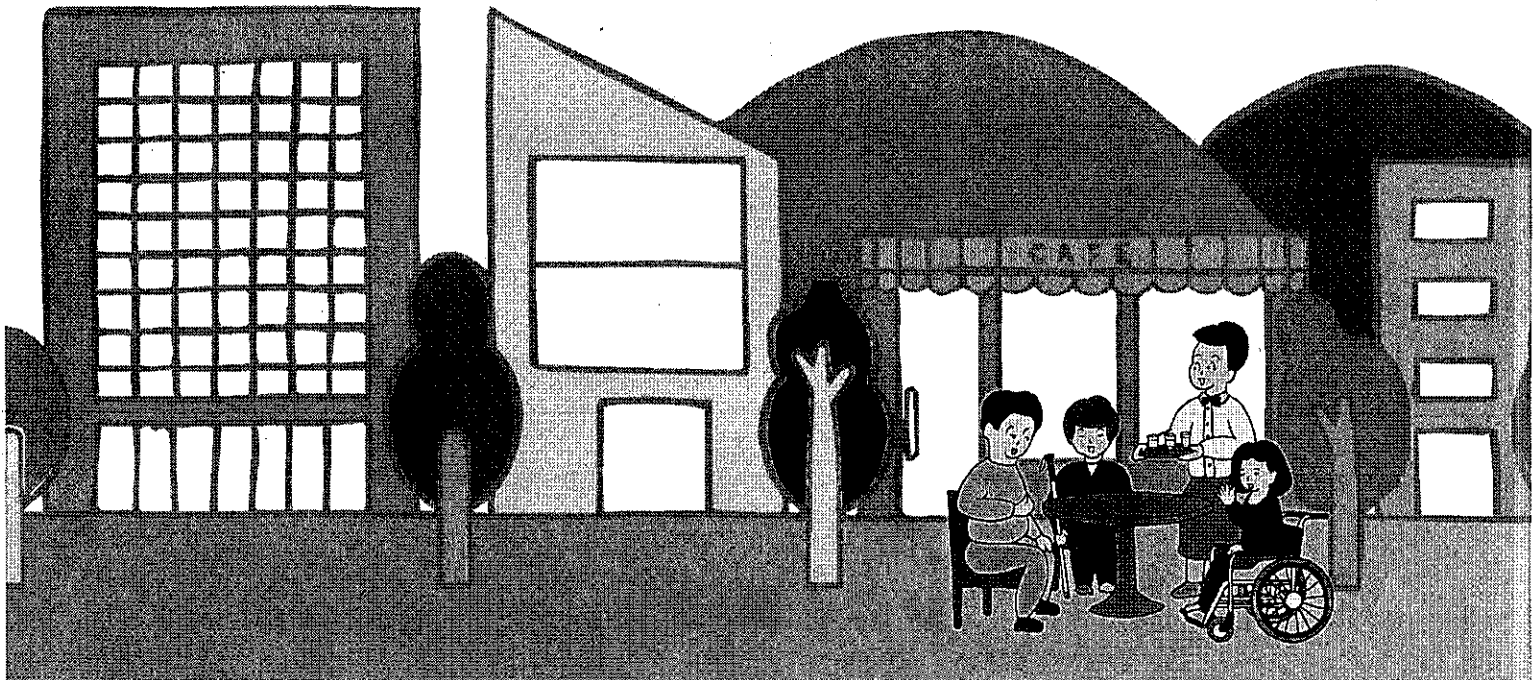
けんさく
 検索 🔍

ごうりてきはいりょ しょうがい しゅへつ せいかつ ばめん
 合理的配慮サーチでは、障害の種別や生活の場面から
 じれい
 事例をさがすことができます。

こんご くだいれい しゅえゅう ちくせき ないよう しゅじつ
 今後、さらに具体例を収集・蓄積し、内容を充実させて
 いきます。

こま
困ったときは…

しょうがい ひと ふ とう さ べつ てき とり あつか う ごう り てき はい りよ てい きょう
障害のある人は、不当な差別的取扱いを受けた、合理的配慮を提供して
もらえなかったなど、困ったことがあったら、最寄りの市町村の障害福祉担当
ふ しょ ぞう だん ち い き み ち か ぞう だん まど くち ぞう だん
部署や相談センターなど、地域の身近な相談窓口にご相談してください。



しょうがい しゃ さ べつ かい しょう ほう しょう さい
障害者差別解消法についての詳細は…

<http://www8.cao.go.jp/shougai/index.html>

ないかく ふ しょうがい しゃ さ べつ かい しょう けん さく
内閣府 障害者差別解消 検索

このリーフレットは、ホームページでもご覧いただけます。

http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai_leaflet.html

※このリーフレットの文章やイラストについては、出典を明記いただければ
引用や二次利用を含め、自由にご利用いただけます。



内閣府

ないかく ふ せい さく とう かつ かん きょう せい しゃ がい せい さく たん とう づき しょう がい しゃ し さく たん とう
内閣府政策統括官(共生社会政策担当) 付障害者施策担当

とう きょう と ち ま だ く な が た ち ょ う ち ゅう ぐう じょう ち ゅう ち ゅう じょう ぐう かん
〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎 8号館

でん ぶ
電話：03-5253-2111 ファックス：03-3581-0902

あつ けい けい ち けい りん けい はん た とく べつ し えん が こ う とう けい こ う じ ゃ つく ば たい けい ぐく み せく せき づか とく べつ し えん が こ う
協力校：愛知県立半田特別支援学校 桃花校舎、筑波大学附属大塚特別支援学校、

ふく し ま けん けい ち ゅう じょう ち ゅう じょう ぐう かん
福島県立いわき養護学校くぼた校

あつ けい けい けい ち けい りん けい はん た とく べつ し えん が こ う とう けい こ う じ ゃ つく ば たい けい ぐく み せく せき づか とく べつ し えん が こ う
協力者：佐々木 信行 氏、筑波大学 柘植 雅義 氏、明蓮館高等学校 南雲 明彦 氏

※このリーフレットは、知的障害のある方などから御意見をいただきながらつくられたものです。

「わたしは停めません」～本当に必要な人のために～

障害者等用駐車区画の 適正利用にご協力を！

障害のある方などのための駐車区画を適正にご利用いただくため、県が利用証を発行する制度が、平成28年1月から始まります。

対象となる駐車場は、公共施設など不特定多数の方が利用する施設の駐車場のうち、制度の対象として県に登録された障害者等用駐車区画（登録障害者等用駐車区画）です。

登録障害者等用駐車区画として標示されている場所に駐車する場合は、和歌山県が発行する「障害者等用駐車区画利用証」又は公安委員会が発行する「駐車禁止除外指定車標章」を掲示するようお願いします。

登録障害者等用駐車区画とは

公共施設や商業施設、飲食店、病院、ホテルなど、不特定多数の方が利用する駐車場のうち、県に届出があり、カラーコーンや看板などで「登録障害者等用駐車区画」として標示されている駐車区画です。（県内の対象施設は県のホームページでご覧いただけます。）

なお、「登録障害者等用駐車区画」として登録される区画には、白色の車いすマーク（国際シンボルマーク）などが塗装された幅広の「車いす使用者用駐車区画」と、「ゆずりあい駐車区画」（施設出入口近くの通常幅）があります。

利用証とは

登録障害者等用駐車区画に駐車する際に必要な利用証で県が発行します。

ただし、既に、公安委員会が発行する「駐車禁止除外指定車標章」をお持ちの場合は、利用証として代用できます。

なお、本県で交付した利用証は、他府県における同様の制度の駐車区画でもご利用いただけます。

利用証の申込み

申請書に必要事項を記入し、歩行が困難なことが確認できる書類を持参のうえ、申請窓口（裏面記載）にご提出ください（郵送での申請、代理人による申請も可能です。詳細は県のホームページでご確認ください）。

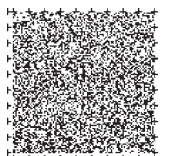
※詳しくは、裏面の『利用証の申請手続き』をご覧ください。

**制度の基本となるのは、一人ひとりのゆずりあいの心です。
必要な方が利用できるよう、ご理解とご協力をお願いします。**



お問い合わせ先

和歌山県 福祉保健部 福祉保健政策局 障害福祉課
〒640-8585（県庁専用）和歌山市小松原通1-1
電話 073-441-2532 / FAX 073-432-5567
E-mail : e0404001@pref.wakayama.lg.jp
県ホームページ <http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040400/riyosho>



交付対象者及び有効期間

区分		交付要件	必要書類等	有効期間	
身体障害者	視覚障害	4級以上	身体障害者手帳	5年	
	聴覚障害	3級以上			
	平衡機能障害	5級以上			
	肢体不自由	上肢			2級以上
		下肢			6級以上
		体幹			5級以上
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能			2級以上
		移動機能			6級以上
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸機能障害				4級以上
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		4級以上			
肝臓機能障害		4級以上			
知的障害者		療育手帳A1、A2又はA	療育手帳		
精神障害者		精神障害者保健福祉手帳1級	精神障害者保健福祉手帳		
難病患者		特定疾患医療受給者 特定医療費（指定難病）受給者 小児慢性特定疾病医療受給者	特定疾患医療受給者証 特定医療費（指定難病）受給者証 小児慢性特定疾病医療受給者証		
要介護高齢者		要介護状態区分が要介護1以上	介護保険被保険者証		
妊産婦		妊娠後7か月～産後3か月	母子健康手帳	妊娠後7か月～産後3か月	
けが人		けが等により一時的に移動の配慮が必要な者	医師の診断書・意見書等及び本人確認書類（自動車運転免許証、保険証等）	車いす、杖等の使用期間（1年以内）	
その他		上記以外の歩行困難者で、医師の診断書等で駐車場の利用に配慮が必要と認められる者		必要な期間（1年以内）	

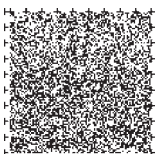
利用証の申請手続き

- 申請書に必要事項を記入し、上記の確認書類を持参のうえ、申請窓口にお越しください。
- ① 申請書は申請窓口を設置しているほか、県のホームページからダウンロードできます。
 - ② 上記の確認書類を必ず窓口で提示（または写しを添付）してください。
 - ③ 利用証は原則即日交付します（確認のため後日となることがあります）。

申請窓口

受付時間は月曜日から金曜日（祝日を除く）の9:00 から 17:00 まで

窓口名	所在地	電話番号
和歌山県庁 福祉保健部 障害福祉課	和歌山市小松原通1-1	073-441-2532
海草振興局 健康福祉部 保健福祉課	海南市大野中939	073-482-0600
那賀振興局 健康福祉部 保健福祉課	岩出市高塚209	0736-61-0021
伊都振興局 健康福祉部 保健福祉課	橋本市高野口町名古屋927	0736-42-5440
有田振興局 健康福祉部 保健福祉課	有田郡湯浅町湯浅2355-1	0737-63-4111
日高振興局 健康福祉部 保健福祉課	御坊市湯川町財部859-2	0738-22-3481
西牟婁振興局 健康福祉部 保健福祉課	田辺市朝日ヶ丘23-1	0739-22-1200
東牟婁振興局 健康福祉部 保健福祉課	新宮市緑ヶ丘2-4-8	0735-21-9629
(同 串本支所 地域福祉課)	東牟婁郡串本町西向193	0735-72-0525



あいサポート運動

に参加しませんか

あいサポート運動とは

さまざまな障害の特性や障害のある方が困っていること、必要な配慮などを理解して、障害のある方に対してちょっとした手助けや配慮などを実践することで、障害のある方が暮らしやすい社会をみなさんと一緒につくっていくことを目的とした運動です。

あいサポート運動に参加するには

「あいサポーター」になる

地域や学校、職場などで「あいサポーター研修」を受ける。

あいサポートバッジを受けとる



「あいサポート企業・団体」になる

- ・従業員等を対象に「あいサポーター研修」を実施する。
- ・あいサポート運動の実施に協力する。

「あいサポート企業・団体」の認定申請をする

「あいサポーター研修」とは

1. 「あいサポート運動」の概要説明(約 30 分)
2. さまざまな障害についての DVD の視聴(約 60 分)
※ 研修時間や内容は、調整可能ですので、ご相談ください。

「あいサポーター研修」の講師派遣を随時受け付けていますので、職場研修等での研修の実施をぜひご検討ください。



詳しくは和歌山県障害福祉課のホームページをご覧ください。

和歌山県 あいサポート

検索



【お問い合わせ】

和歌山県庁福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課

〒640-8585 和歌山市小松原通 1-1

TEL.073-441-2532 FAX.073-432-5567

E-mail e0404001@pref.wakayama.lg.jp

「音声コードUni-Voice」
専用読み取り装置やスマホ
アプリを利用して、情報を
音声で聞くことができます。

